

生 企 第 1 号
令 和 2 年 4 月 2 日

生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）

令和2年4月1日、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）が施行され、これとともに、既に制定されている古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第166号）並びに古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）がいずれも施行された。

改正法（欠格事由の追加、公告による許可の取消し及び仮設店舗における営業の制限の緩和に関する規定を除く。）による改正の趣旨及び改正の要点は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の古物営業法（昭和24年法律第108号）を「法」と、改正規則による改正後の古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）を「規則」という。

記

第1 改正の趣旨

近年、複数の都道府県で営業を営む古物商又は古物市場主が増加し、営業所又は古物市場の全国展開が進んでいること等に鑑み、営業所又は古物市場の所在する都道府県ごとの都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可から、主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在する都道府県の公安委員会の許可に改め、1つの公安委員会による営業の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所又は古物市場を設ける場合には許可を要せず届出で足りることとしたものである。

また、届出の利便性向上のため、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（以下「主たる公安委員会」という。）以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、当該公安委員会を経由して主たる公安委員会に届出を行うことができること等としたものである。

第2 改正の要点

1 許可の申請、許可証の再交付及び書換えの申請並びに許可証の返納（法第5条第1項及び第4項、第7条第5項並びに第8条第1項及び第3項関係）

(1) 許可の申請

法第3条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる公安委員会に許可申請書を提出しなければならないこととされた（法第5条第1項）。また、当該許可申請書を提出する場合においては、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して提出しなければならないこととされた（規則第1条の3第2項）。

(2) 許可証の再交付の申請

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならないこととされた（法第5条第4項）。また、当該許可証の再交付を受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、主たる公安委員会に、規則別記様式第4号の再交付申請書を提出しなければならないこととされた（規則第4条）。

(3) 許可証の書換えの申請

法第7条第5項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、主たる公安委員会に、規則別記様式第6号の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならないこととされた（規則第5条第9項及び第10項）。

(4) 許可証の返納

許可証の交付を受けた者は、法第8条第1項各号又は第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当することになったときは、遅滞なく、許可証をその主たる公安委員会に返納しなければならないこととされた（法第8条第1項及び第3項）。また、当該許可証の返納は、その事由の発生の日から10日以内に、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならないこととされた（規則第7条）。

2 変更の届出（法第7条第1項、第2項、第3項及び第4項関係）

(1) 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地の変更の届出

古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる公安委員会）に届出書を提出しなければならないこととされた（法第7条第1項）。また、当該届出書を提出する場合（法第7条第3項の規定により届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（2以上の営業所又は2以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日の3日前までに、当該変更に係る変更予定年月日及び変更事項を記載した規則別記様式第5号の届出書を提出しなければならないこととされた（規則第5条第1項、第2項及び第3項）。

(2) 法第5条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項の変更の届出

古物商又は古物市場主は、法第5条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、主たる公安委員会に届出書を提出しなければならないこと

とされた（法第7条第2項）。また、当該届出書を提出する場合（法第7条第3項の規定により届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（2以上の営業所又は2以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から14日（届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、20日）以内に、当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した規則別記様式第6号の届出書を提出しなければならないこととされた（規則第5条第4号、第5号及び第6号）。

(3) 届出書の經由

主たる公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、法第7条第1項及び第2項による届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができることとされた（法第7条第3項）。

(4) 変更後の規約の提出

古物市場主は、古物市場の規約の内容を変更した場合は、速やかに、当該古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、変更後の規約を主たる古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出するものとする事とされた（規則第6条）。

3 競り売りの届出及び仮設店舗営業の届出（法第10条第2項及び第14条第2項関係）

競り売りをする場合又は仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所を管轄する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、法第10条第1項の規定による届出及び法第14条第1項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができることとされた（法第10条第2項及び第14条第2項）。また、当該届出を経由して行う場合にあつては、その經由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地（2以上の営業所を有する古物商にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、競り売りの日又は仮設店舗において古物営業を営む日の3日前までに、それぞれ規則別記様式第10号の競り売り届出書又は規則別記様式第14号の2の仮設店舗営業届出書を提出しなければならないこととされた（規則第8条第1項及び第14条の2）。

4 指示、営業の停止等（法第23条及び第24条関係）

(1) 主たる公安委員会の指示、営業の停止等

古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又はその古物営業の許可を取り消し若しくは古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとされた（法第23条第1項及び第24条第1項）。

(2) 主たる公安委員会以外の公安委員会の指示、営業の停止等

公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主

に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとされた（法第23条第2項及び第24条第2項）。

5 国家公安委員会への報告等（法第27条関係）

(1) 国家公安委員会への報告

公安委員会は、次のアからケまでに掲げる場合の区分に応じた事項をそれぞれ国家公安委員会に報告しなければならないこととされ、この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする事とされた（法第27条第1項及び規則第31条第1項）。

ア 法第3条の規定による許可をした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類（古物商又は古物市場主の別。以下同じ。）、許可年月日、許可証番号

イ 法第5条第4項の規定による許可証の再交付をした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、許可証の再交付年月日

ウ 法第6条第1項又は第2項の規定による許可の取消しをした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、許可の取消しの年月日、許可の取消しの事由

エ 法第7条第1項又は第2項の規定による届出書の提出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、変更年月日（法第7条第1項の規定による届出書の提出を受けた場合にあっては、変更予定年月日）、変更事項

オ 法第8条第1項又は第3項の規定による許可証の返納を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、許可証の返納を受けた年月日、返納理由

カ 法第10条第1項の規定による届出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可年月日、許可証番号、競り売りをしようとする日時及び場所

キ 法第10条第3項の規定による届出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可年月日、許可証番号、売却する古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元識別符号、競り売りをしようとする期間

ク 法第14条第1項ただし書の規定による届出を受けた場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可年月日、許可証番号、仮設店舗において古物営業を営む日時及び場所

ケ 法第23条又は第24条の規定による処分をした場合

法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、処分年月日、処分の事由、処分の種別及び内容

(2) 主たる公安委員会への通報

公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が法第23条又は第24条の規定による処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物

商若しくは古物市場主が当該処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる公安委員会に対し、法第5条第1項各号に掲げる事項、許可の種類、許可年月日、許可証番号、当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項、当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日、当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容を通報しなければならないこととされた（法第27条第2項及び規則第31条第2項）。

6 その他

(1) 申請書又は届出書の提出部数の削減

次に掲げる申請書又は届出書は、その提出部数が正副2通から1通に削減された。

- ア 許可申請書（規則第1条の3第1項）
- イ 再交付申請書（規則第4条第2項）
- ウ 変更届出書（規則第5条第3項及び第6項）
- エ 書換申請書（規則第5条第10項）
- オ 古物競りあっせん業者に係る営業開始の届出書（規則第9条の2第2項）
- カ 古物競りあっせん業者に係る営業の廃止等の届出書（規則第9条の3第3項）
- キ 古物競りあっせん業者に係る認定の申請書（規則第19条の4第3項）
- ク 認定古物競りあっせん業者に係る変更届出書（規則第19条の9第4項）
- ケ 外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請書（規則第19条の11第3項）
- コ 認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出書（規則第19条の13第3項）

(2) 経過措置

ア 旧許可証に関する経過措置（改正法附則第3条関係）

- (ア) 改正法附則第2条第3項の規定により法第3条の規定による許可を受けているものとみなされる者（以下「みなし新法許可者」という。）であって、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第3条の規定による許可（以下「旧法許可」という。）を受けていたものについては、当該旧法許可に係る法第5条第2項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、法第3条の規定による許可に係る法第5条第2項の許可証（以下「新許可証」という。）とみなすこととされた（改正法附則第3条第1項）。

- (イ) みなし新法許可者であって、2以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から1年を経過する日までの間に、改正規則別記様式第2号の旧許可証一覧表及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付し、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、改正規則別記様式第1号の新許可証交付申請書を提出することにより、主たる公安委員会に新許可証の交付の申請をしなければならないこととされた（改正法附則第3条第2項及び改正規則附則第2条）。また、当該申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新許可証を交付するものとされた（改正法附則第3条第3項）。

なお、改正法附則第3条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処することとされた（改正法附則第5条第1項第2号）。

- (ウ) 改正法附則第3条第2項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間（施行日から1年を経過する日までの間に限る。）は、旧許可証を新許可証とみなすこととされた（改正法附則第3条第4項）。
- イ 旧法の規定による行為に関する経過措置（改正法附則第4条関係）
- (ア) 旧法第24条の規定により公安委員会がした許可の取消しは、法第24条第1項の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなすこととされた（改正規則附則第3条第1項）。ただし、2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主に対し、旧法第24条の規定により当該公安委員会のうち一部の公安委員会がした許可の取消しについては法第24条第1項の規定による許可の取消しとみなさず、当該処分を受けた古物商又は古物市場主は、改正法の施行後も法の規定による有効な許可を受けているものとされた（改正規則附則第3条第1項）。
- (イ) 旧法の規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分（旧法第24条の規定による許可の取消しを除く。）は、それぞれ法の相当規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分とみなすこととされた（改正規則附則第3条第2項）。
- (ウ) 旧法第3条第1項又は第2項の規定による許可の申請は、それぞれ法第3条の規定による許可の申請とみなすこととされた（改正規則附則第3条第3項）。ただし、当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第3条第1項又は第2項の規定による許可を受けている場合にあっては、法第7条第1項の規定による届出書の提出とみなされる（改正規則附則第3条第3項）。
- (エ) 改正規則附則第3条第3項の規定により旧法第3条第1項又は第2項の規定による許可の申請が法第3条の規定による許可の申請とみなされる場合、当該許可の申請を行った者は、改正法の施行後遅滞なく、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、改正規則別記様式第3号の主たる営業所等届出書を提出することにより、その主たる公安委員会に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出なければならないこととされた（改正規則附則第3条第4項及び第5項）。

(添付資料)

別添1 改正法本文

別添2 改正法新旧

別添3 古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令本文

別添4 改正規則本文

別添5 古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令本文

担当：生活安全企画課
許可等事務担当室

添付資料省略